

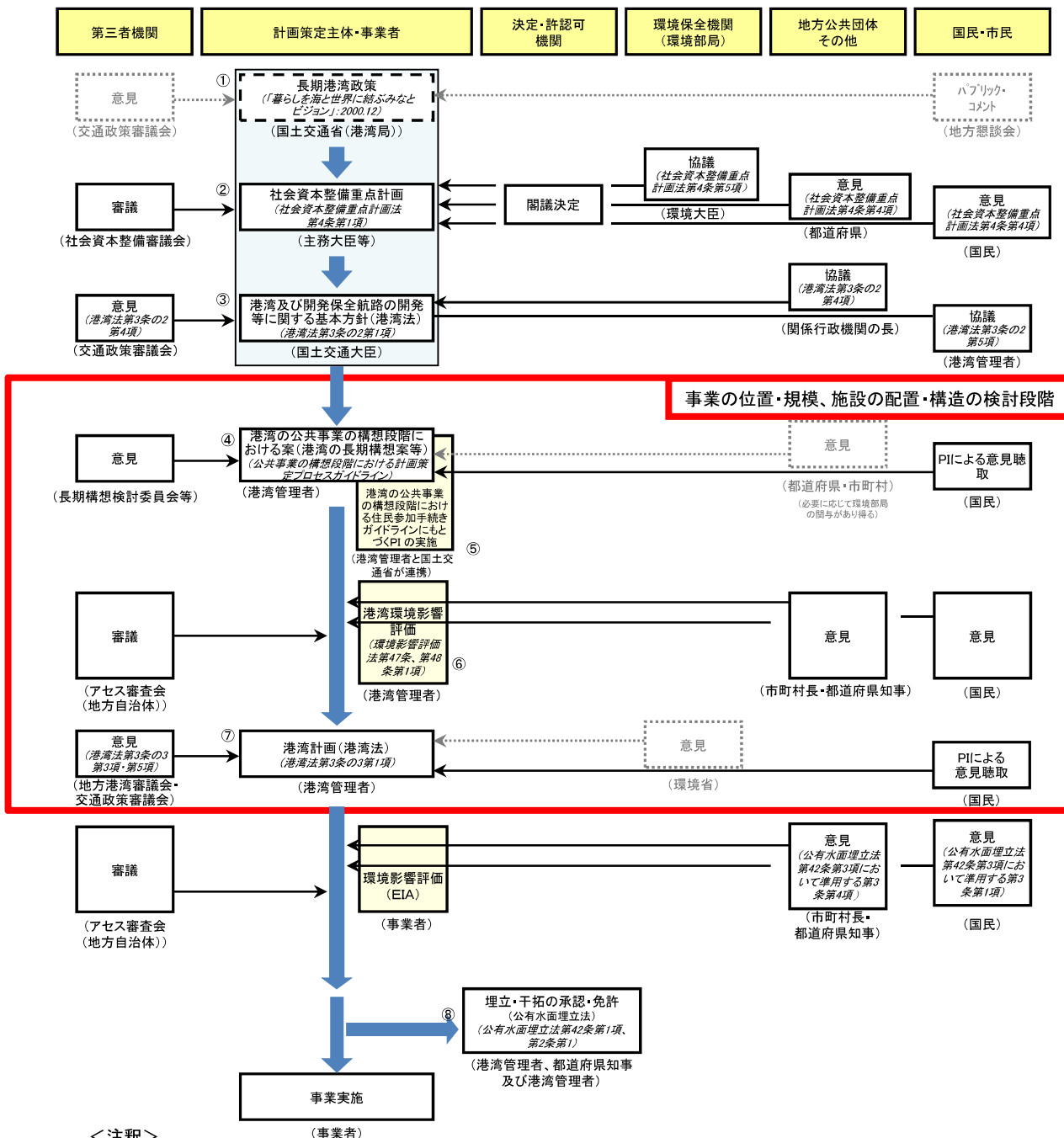
段階	事業の位置・規模等に係る規定事項
①	
②	
③	
④	廃棄物の発生量・処理量の見込み、産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項等
④'	
⑤	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の処理施設に関し必要な事項等
⑤'	
⑥	

事業の位置・規模、施設の配置・構造の検討段階

※⑤「循環型社会形成推進地域計画」は法令等による規定はなし。平成17年度より開始された「循環型社会形成推進交付金制度」に基づき策定されるもの(国は地域計画が策定されている市町村等に対し、施設整備事業等を総合的に支援)。

<注釈>  
本表は、市町村(一部事務組合を含む。)が設置する一般廃棄物最終処分場を対象としたものである。

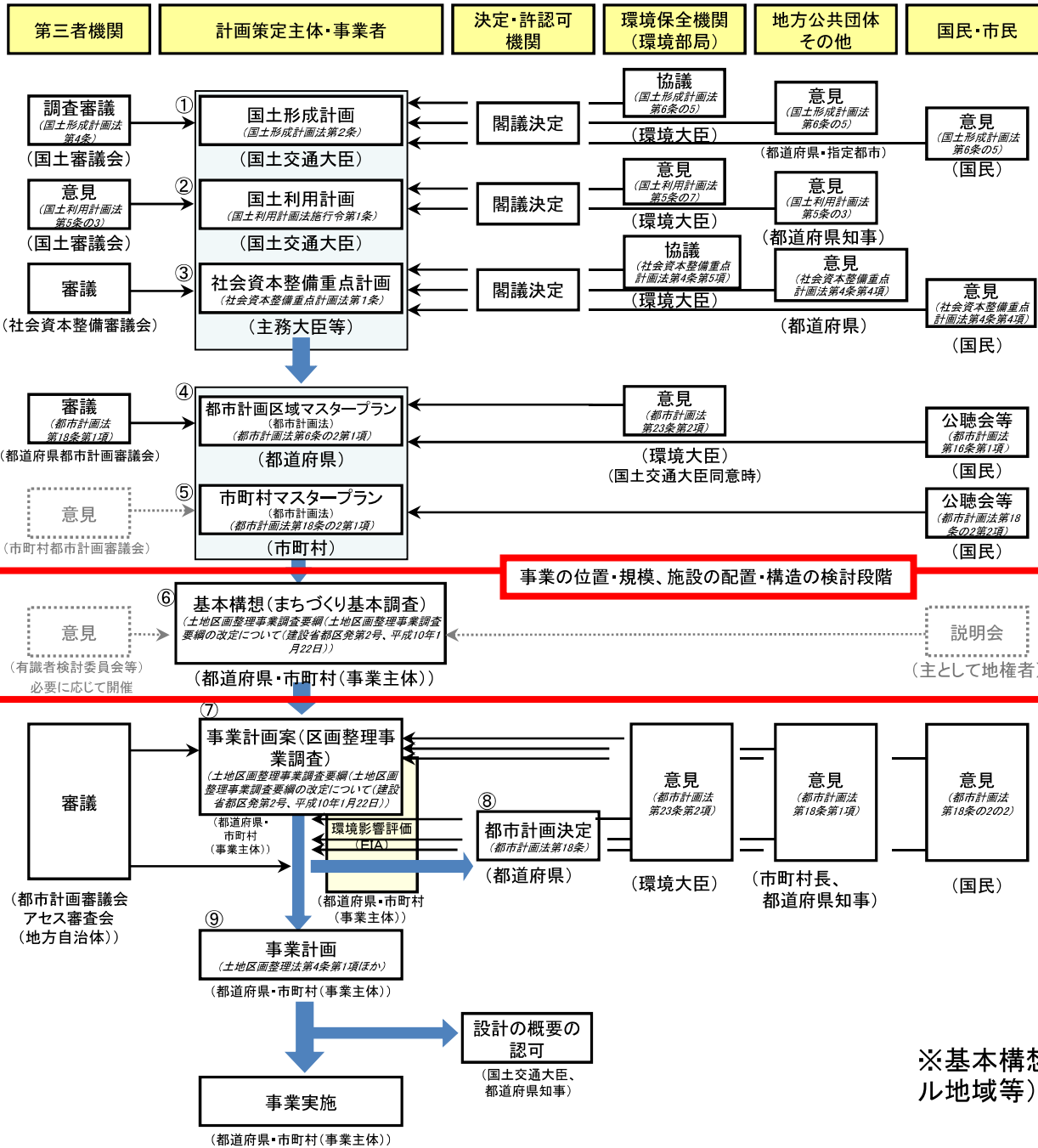
## 8. 廃棄物最終処分場



段階	事業の位置・規模等に係る規定事項
①	
②	
③	
④	
⑤	重要港湾における公共事業における構想案を策定、構想計画前置を対象とした住民参加手続を実施。
⑥	
⑦	港湾施設の規模及び配置に関する事項等
⑧	

<注釈>  
本表は、重要港湾を対象としたものである。

## 9. 埋立・干拓(港湾区域)



段階	事業の位置・規模等に係る規定事項
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	調査地区の設定、現地踏査、市街地環境影響評価、地区整備の構想・基本構想図の作成、設計概要図の作成等
⑦	調査地区の設定、区画整理設計、事業計画案の作成等
⑧	
⑨	施行地区、工区、設計の概要等

※基本構想段階で一定の役割の地域(公園地域、商業ビル地域等)に区分分けする場合がある。

<注釈>

本表は、都市計画決定権者が都道府県、指定都市の場合で、都道府県、市町村施行を対象としたものである。

## 10. 土地区画整理事業